

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：ファッションぐんま協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 武川 光雄
- (3) 所在地：群馬県館林市朝日町 16 番 19 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 37 条第 1 項第 5 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：青木 隆
 - (2) 代表者職氏名：青木 隆
 - (3) 所在地：茨城県つくば市花畑1丁目10番地20

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（2件）
令和元年 6月21日認定 「認1903001048」「認1903001049」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：明里 佳子
- (2) 代表者職氏名：明里 佳子
- (3) 所在地：京都府舞鶴市字上安 740 番地の 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号（10 件）

平成 30 年 5 月 16 日認定 「認 1808004161」「認 1808004162」
同年 10 月 16 日認定 「認 1808025191」「認 1808025192」「認 1808025193」
同年 12 月 3 日認定 「認 1808031975」「認 1808031976」「認 1808031977」
「認 1808031978」
平成 31 年 1 月 9 日認定 「認 1808033377」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと並びに外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社エム・ディー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 東 良太郎
- (3) 所在地：奈良県桜井市上之庄 785 番地の 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号 (46 件)

平成 30 年	6 月	7 日認定	「認 1808005526」	「認 1808005527」	「認 1808005528」
			「認 1808005529」	「認 1808005530」	「認 1808005531」
			「認 1808005532」	「認 1808006581」	「認 1808006582」
			「認 1808006583」	「認 1808006584」	「認 1808006585」
			「認 1808006586」	「認 1808006587」	「認 1808006588」
			「認 1808006589」	「認 1808006590」	
同年	7 月	5 日認定	「認 1808012254」	「認 1808012255」	
同年	8 月	3 日認定	「認 1808005375」	「認 1808005376」	「認 1808005377」
			「認 1808005378」	「認 1808005379」	「認 1808005380」
			「認 1808005381」	「認 1808005382」	
令和 元年	6 月	7 日認定	「認 1908006462」	「認 1908006463」	「認 1908006464」
			「認 1908006465」	「認 1908006466」	「認 1908006467」
			「認 1908006468」	「認 1908006469」	「認 1908006470」
			「認 1908006471」		
同年	8 月	28 日認定	「認 1908016987」	「認 1908016988」	「認 1908016989」
			「認 1908016990」	「認 1908016991」	「認 1908016992」
			「認 1908016994」	「認 1908016995」	「認 1908016996」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社OMG
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 内村 元彦
- (3) 所在地：埼玉県三郷市高州二丁目 20 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（5件）

平成31年 3月11日認定 「認 1804085193」「認 1804085195」

令和 元年 5月 9日認定 「認 1804086598」「認 1804086599」「認 1804086600」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社柏木
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 木村 武志
- (3) 所在地：岡山県小田郡矢掛町横谷 4096 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（12 件）

平成 30 年 3 月 19 日認定 「認 1709003284」「認 1709003285」「認 1709003286」
「認 1709003287」
同年 11 月 22 日認定 「認 1809022012」「認 1809022013」「認 1809022014」
「認 1809022015」
令和 2 年 2 月 3 日認定 「認 1909023245」「認 1909023246」「認 1909023247」
「認 1909023248」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社加藤工業所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 加藤 栄
- (3) 所在地：栃木県鹿沼市府所町 20 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（6 件）

平成 30 年 3 月 23 日認定 「認 1704015862」「認 1704015863」

同年 9 月 10 日認定 「認 1804043024」「認 1804043025」「認 1804043026」
「認 1804043027」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社K i s u m i
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 魚崎 純
- (3) 所在地：岡山県倉敷市児島田の口五丁目 14 番 22 号

2 認定の取消を行った計画の認定番号（6件）

- 平成30年 7月20日認定 「認 1809009887」
同年 8月16日認定 「認 1809014025」「認 1809014026」「認 1809014027」
同年 8月24日認定 「認 1809009888」「認 1809009889」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社銀嶺食品
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 岡崎 慎二
- (3) 所在地：福島県福島市上鳥渡字表前 27 番地 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号（4件）

平成30年 6月19日認定 「認 1802003627」「認 1802003628」「認 1802003629」
「認 1802003630」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社コウエイ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川村 光一
 - (3) 所在地：福島県いわき市小名浜字隼人 239 番地の 1

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（2 件）

令和 元年 7 月 1 日認定 「認 1902003641」 「認 1902003642」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社コクサク
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 早坂 有生
- (3) 所在地：北海道札幌市豊平区月寒東二条十六丁目 1 番 89 号

2 認定の取消を行った計画の認定番号（8 件）

- | | | | |
|---------|------------|----------------|-------------------------------|
| 平成 30 年 | 4 月 23 日認定 | 「認 1701002635」 | 「認 1701002636」 |
| 同年 | 6 月 27 日認定 | 「認 1801002008」 | |
| 同年 | 8 月 8 日認定 | 「認 1801003525」 | 「認 1801003526」 |
| 平成 31 年 | 3 月 28 日認定 | 「認 1801009805」 | 「認 1801009806」 「認 1801009807」 |

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：佐々木食品株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐々木 英二
- (3) 所在地：愛媛県松山市西垣生町 386 番地 2

2 認定の取消を行った計画の認定番号 (17 件)

平成 30 年 2 月 1 日認定 「認 1711000068」「認 1711000069」「認 1711000070」
同年 6 月 4 日認定 「認 1811000940」「認 1811000941」「認 1811000942」
同年 同月 5 日認定 「認 1811001310」「認 1811001311」「認 1811001312」
同年 7 月 17 日認定 「認 1811002517」「認 1811002518」
同年 12 月 3 日認定 「認 1811005556」「認 1811005557」「認 1811005558」
令和 元年 1 月 28 日認定 「認 1911005729」「認 1911005730」「認 1911005731」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社田中洋装
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 智樹
- (3) 所在地：山梨県南アルプス市藤田 4580 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（1件）

平成30年 1月10日認定 「認 1704006213」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社トーカン工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 宮口 隆夫
- (3) 所在地：千葉県山武郡横芝光町栗山 2767 番地の 9

2 認定の取消を行った計画の認定番号（9件）

平成30年 7月 5日認定 「認 1804022322」「認 1804022323」「認 1804022324」
同年 8月 13日認定 「認 1804033995」「認 1804033996」「認 1804033997」
令和 元年 11月 25日認定 「認 1904061239」「認 1904061240」「認 1904061241」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社ナガタ製作所
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 永田 鉄夫
 - (3) 所在地：大阪府南河内郡河南町一須賀 461 番地の 1

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（2 件）

平成 3 0 年	4 月 2 3 日認定	「認 1708009022」
平成 3 1 年	4 月 2 4 日認定	「認 1808041254」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社二松建設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松谷 忠雄
- (3) 所在地：長崎県諫早市多良見町西川内 54 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（6件）

令和 元年 5月13日認定 「認 1912000046」「認 1912000047」「認 1912000048」
令和 2年 6月30日認定 「認 2012004634」「認 2012004635」「認 2012004636」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：原口 純子
- (2) 代表者職氏名：原口 純子
- (3) 所在地：長崎県西海市西海町天久保郷 2389 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（6件）

平成30年 2月20日認定 「認 1712002057」「認 1712002058」「認 1712002059」
同年 3月 7日認定 「認 1712002705」「認 1712002706」「認 1712002707」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社リプロ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 榎田 誠、代表取締役 原田 善仁
 - (3) 所在地：岡山県岡山市南区東畦 2 5 2 番地

- 2 認定の取消を行った計画の認定番号（3件）

平成30年 6月 8日認定 「認 1809003265」「認 1809003266」「認 1809003267」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社矢口工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢口 敏雄
- (3) 所在地：長野県安曇野市穂高柏原 4678 番地 6

2 認定の取消を行った計画の認定番号（3件）

平成31年 1月21日認定 「認 1805008753」「認 1805008754」「認 1805008755」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社屋根工事ウラタ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 浦田 達男、代表取締役 浦田 達徳
- (3) 所在地：佐賀県唐津市元石町 554 番地 1

2 認定の取消を行った計画の認定番号（4件）

平成30年 4月23日認定 「認 1712003029」 「認 1712003030」
令和 2年 1月 7日認定 「認 1912018069」 「認 1912018070」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和3年6月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社吉川金属商事
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉川 昌孝、代表取締役 吉川 忠宏
- (3) 所在地：長崎県諫早市多良見町化屋 1894 番地

2 認定の取消を行った計画の認定番号（18 件）

平成 30 年 4 月 26 日認定 「認 1712004971」「認 1712004972」「認 1712004973」
「認 1712004974」「認 1712004975」「認 1712004976」
「認 1712004977」「認 1712004978」「認 1712004979」
「認 1712004980」「認 1712004981」「認 1712004982」
令和 元年 6 月 27 日認定 「認 1912005008」「認 1912005009」「認 1912005010」
「認 1912005011」「認 1912005012」「認 1912005013」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。